

# 練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱

平成30年 3 月14日

29練福高第2399号

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士の資格を取得し、練馬区の区域内（以下「区内」という。）の介護サービス事業所等において介護サービスに従事する者または区内の障害福祉サービス事業所において障害福祉サービスに従事する者に対し、練馬区介護福祉士資格取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付し、介護従事者および障害福祉サービス従事者の確保および職場への定着を支援し、もって区民に対する良質な介護サービスおよび障害福祉サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業所等」とは、区内でつぎに掲げる事業または施設を運営する事業所をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業
- (3) 法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業
- (4) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを行う事業
- (5) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う事業
- (6) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業
- (7) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- (8) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (9) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (10) 法第8条第29項に規定する介護医療院
- (11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム

2 この要綱において「障害福祉サービス事業所」とは、区内でつぎに掲げる事業または施設を運営する事業所をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業

(2) 総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）

は、つぎに掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 平成29年4月1日以後に社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士試験に合格し、同法第42条第1項に規定する登録（以下「介護福祉士の登録」という。）を受け、同条第2項において読み替えて準用する同法第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者であること。ただし、つぎに掲げる場合にあっては、平成30年4月1日以後に社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士試験に合格し、介護福祉士の登録を受け、同法第42条第2項において読み替えて準用する同法第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者であること。

ア 当該介護福祉士試験に合格した後、次号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者（医師、看護職員、理学療法士および作業療法士を除く。以下単に「障害福祉サービス従事者」という。）として就労した場合

イ 当該介護福祉士試験に合格した際、現に次号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労している場合

(2) 介護福祉士の登録の日から3か月以内に、区内の介護サービス事業所等に介護職員として、または区内の障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労していること。

(3) 第5条第1項に規定する助成金の交付申請時において、前号に規定する介護サービス事業所等に介護職員として、または同号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労し、その就労期間が介護福

社士の登録の日以後6か月以上継続しており、かつ、従事した日数が90日以上あること。

(4) 区、国、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等を受けていないこと。

2 助成対象者が就労する介護サービス事業所等または障害福祉サービス事業所の管理者等（以下「管理者等」という。）が次条第1項に規定する受験手数料および登録手数料を立替払したときは、当該管理者等が助成金の交付を受けるものとする。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象者または前条第2項に規定する管理者等が負担した介護福祉士試験に係る受験手数料（以下「受験手数料」という。）および介護福祉士の登録に係る手数料（以下「登録手数料」という。）の合計額とする。

2 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で区長が定める額を限度とする。

（協定の締結）

第5条 管理者等が第3条第2項の規定により受験手数料および登録手数料を立替払するときは、助成対象者は立替払に関する協定書（第1号様式。以下「協定書」という。）により、管理者等と協定を締結しなければならない。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の期限は、助成対象者が第3条第1項各号に掲げる要件を全て満たした日の翌日から起算して3か月以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による申請については、区長が別に定める電子処理組織を使用する方法により行うことができる。

（交付の決定）

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を行うものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定したときは練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金の交付をしないことを決定したときは練馬区介護福祉士資格取得支援助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（助成金の交付）

第8条 区長は、前条第2項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日30練福高第2364号）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第1号様式による用紙で現に残存するものは、所要の改正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和3年3月26日2練福高第2523号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第1号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和4年1月17日3練福高第1519号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年4月1日前に改正前の練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第3号に規定する就労期間および従事日数の要件を満たしている者の申請については、改正後の練馬区介護福祉士資格取

得支援助成金交付要綱第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例により行うことができる。

- 3 旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和4年9月30日4練福高第1196号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則（令和7年3月18日6練福管第2301号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和8年3月10日7練福管第2533号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表（第6条関係）

申請者の区分	提出書類
助成対象者本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書（本人用）（第4号様式）</li> <li>(2) 練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請に係る事業者証明書（第4号様式別紙）</li> <li>(3) 介護福祉士国家試験合格証書の写し</li> <li>(4) 介護福祉士登録証（社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付したものに限り。）の写し</li> <li>(5) 受験手数料の支払に係る領収書等の写し（令和元年度までに実施された介護福祉士国家試験に係るものについては、原本）および登録手数料の支払に係る領収書等の原本（いずれも宛名が助成対象者本人であるものに限り。）</li> <li>(6) 振込希望先金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの</li> </ul>
管理者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（第5号様式）</li> <li>(2) 介護福祉士国家試験合格証書の写し</li> <li>(3) 介護福祉士登録証（社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付したものに限り。）の写し</li> <li>(4) 受験手数料の支払に係る領収書等の写し（令和元年度までに実施された介護福祉士国家試験に係るものについては、原本）および登録手数料の支払に係る領収書等の原本（いずれも宛名が助成対象者本人であるものに限り。）</li> <li>(5) 立替払に関する協定書の写し</li> <li>(6) 貸金台帳等（助成対象者が介護福祉士登録日以後6か月</li> </ul>

以上継続して就労し、かつ、従事した日数が90日以上ある  
ことを証明するもの)

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

第1号様式（第5条関係）

## 立替払に関する協定書

（事業所名） \_\_\_\_\_ （以下「甲」という。）と

（従業員） \_\_\_\_\_ （以下「乙」という。）は、練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第5条に基づき、下記の介護福祉士資格取得に要する費用を甲が乙に代わり立替払することを本協定書により締結する。

介護福祉士国家試験 受験手数料	円
介護福祉士国家試験 登録手数料	円

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙双方の記名押印の上、各自1通を保管する。

年 月 日

（甲）所在地

事業所名

代表者

印

（乙）住所

氏名

印

第2号様式（第7条関係）

練 第 号  
年 月 日

様

練馬区長 印

### 練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった練馬区介護福祉士資格取得支援助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 その他

第3号様式（第7条関係）

練 第 号  
年 月 日

様

練馬区長

印

### 練馬区介護福祉士資格取得支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区介護福祉士資格取得支援助成金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

理由

### 練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書（本人用）

申請年月日 年 月 日

練馬区長 殿

住所

申請者

氏名

※申請者本人が手書きしない場合（印刷等で記名）は申請者本人の印を押印してください。

練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。決定後は、決定金額を下記の口座にお振り込みください。

なお、この助成を受けるに当たり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申請も行っていないことを申し添えます。

申請者	住所	〒		
	氏名	(フリガナ)	電話番号	
内容	申請する経費	介護福祉士国家試験受験手数料	円	
		介護福祉士資格登録手数料	円	
	合計	円		
	介護福祉士資格登録日	年	月	日

振込口座	銀行（信用金庫）	(本)支店	普通預金	口座
	口座番号			
	口座名義(カナ)			※申請者本人名義の口座に限ります。

別紙

## 練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請に係る事業者証明書

申請者                    は、            年    月    日付けで本事業所に採用された職員です。現に本事業所に就  
労していることについて、下記のとおり証明します。

### 記

- (1) 介護福祉士の資格登録日（資格登録後に採用された場合は採用日）以降、            年    月    日付け  
で介護職員または障害福祉サービス従事者として継続して6か月間就労したこと。
- (2) 介護福祉士の資格登録日（資格登録後に採用された場合は採用日）以降、            年    月    日付け  
で90日従事したこと。

証明年月日：            年    月    日

事業所    所在地  
          名称  
          代表者  
          連絡先

印

練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書（事業所用）

申請年月日 年 月 日

練馬区長 殿

所在地  
 助成対象事業所 名称  
 代表者職氏名 印

※法人ではなく、事業所の内容をご記入ください。

※代表者の個人印か、職名の入った事業所印を押印ください。

練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第6条第1項の規定により、当事業所に勤務している者について、下記のとおり申請します。決定後は、決定金額を下記の口座にお振り込みください。

なお、この助成を受けるに当たり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申請も行っていないことを申し添えます。

1 申請する経費合計額 \_\_\_\_\_ 円

[内 訳]

氏名	住所	就労開始年月日	資格登録年月日	申請する経費
				受験手数料 円 登録手数料 円
				受験手数料 円 登録手数料 円
				受験手数料 円 登録手数料 円
合 計				円

2 振込口座

振込口座	銀行（信用金庫）	（本）支店	普通・当座	預金口座
	口座番号	口座名義（カナ）		

3 添付書類

- (1) 介護福祉士国家試験合格証書の写し
- (2) 介護福祉士登録証の写し
- (3) 受験手数料の支払に係る領収書等の写しおよび登録手数料の支払に係る領収書等の原本
- (4) 介護従事者または障害福祉サービス従事者と事業所で締結した協定書の写し
- (5) 賃金台帳等（助成対象者が介護福祉士登録日以後6か月以上継続して就労し、かつ、従事した日数が90日以上あることを証明するもの）

要件 確 認	<p>申請者は、介護従事者または障害福祉サービス従事者が下記の全ての要件に該当することを確認した。（全てに☑）</p> <p><input type="checkbox"/> 介護福祉士登録日から3か月以内に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労していること。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護福祉士登録日以後、継続して6か月間就労し、かつ、従事した日数が90日以上あること。</p>
--------------	--